

2017年（平成29年）11月27日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会  
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する審査請求について（答申）

2017年（平成29年）6月2日付けで諮問された、「①平成23年12月2日神奈川県藤沢土木事務所で開催された村岡・深沢地区周辺道路整備に関する勉強会に係る一切の文書（開催通知、通知に対する回答、勉強会資料、出張命令書、復命書、議事録、藤沢市発言が記録された職員メモ等） ②保存期間過ぎ不存在ならば廃棄リスト及び廃棄起案文書」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「①平成23年12月2日神奈川県藤沢土木事務所で開催された村岡・深沢地区周辺道路整備に関する勉強会に係る一切の文書（開催通知、通知に対する回答、勉強会資料、出張命令書、復命書、議事録、藤沢市発言が記録された職員メモ等） ②保存期間過ぎ不存在ならば廃棄リスト及び廃棄起案文書」の行政文書公開請求に対し、藤沢市長（以下「実施機関」という。）が2017年（平成29年）5月15日付けで行った行政文書公開拒否決定処分は、妥当である。

2 事実

- (1) 審査請求人は、2017年（平成29年）5月1日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「①平成23年12月2日神奈川県藤沢土木事務所で開催された村岡・深沢地区周辺道路整備に関する勉強会に係る一切の文書（開催通知、通知に対する回答、勉強会資料、出張命令書、復命書、議事録、藤沢市発言が記録された職員メモ等） ②保存期間過ぎ不存在ならば廃棄リスト及び廃棄起案文書」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、審査請求人に対し2017年（平成29年）5月15日付けで、

次のとおり理由を付して行政文書公開拒否決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

〈拒否する理由〉

平成23年12月2日神奈川県藤沢土木事務所で開催された村岡・深沢地区周辺道路整備に関する勉強会に係る一切の文書については、作成及び取得した事実が確認できず、請求の趣旨に合致する文書がないことから不存在。

(3) 審査請求人は、2017年(平成29年)5月29日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

(4) 実施機関は、同年6月2日付けで、藤沢市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

### 3 審査請求人の主張要旨

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消すとの裁決を求める、というものである。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び意見書によると、審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 鎌倉市並びに神奈川県は、其々勉強会についての行政文書を開示している。両文書からは、神奈川県(都市計画課・藤沢土木事務所)・藤沢市・鎌倉市の3者が同等の立場で参加していることが推認出来る。処分庁(藤沢市)が不存在とすることは不自然・不合理であり、何らかの行政文書が存在すると審査請求人が思料することは自然である。

少なくとも神奈川県主催の勉強会であるので、「平成23年12月2日神奈川県藤沢土木事務所で開催された村岡・深沢地区周辺道路整備に関する勉強会に係る一切の文書(開催通知、通知に対する回答、勉強会資料、出張命令書、復命書、議事録、藤沢市発言が記録された職員メモ等)」等があり、保存期間により廃棄したとの理由ならば理解出来るが、「作成及び取得した事実が確認できず、請求の趣旨に合致する文書がないことから不存在。」とすることは、理由提示の趣旨に照らして、不備の程度が甚だしく、もはや、条例解釈運用基準98頁第12条(理由付記等)の「解釈」『第1項関係』「5「当該理由は、公開を拒否し、又は一部の公開を承諾する根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならな

い」とは、単に根拠規定を示すだけではなく、いかなる事実を認定して公開しない旨の決定をしたのかを具体的に記載することが必要であることをいう。」の要件を満たさないもので違法と言わざるを得ない。

平成26年行政不服審査法改正の概要は「①不服申立類型の整理，②公正性の向上，③利便性の向上，④審理手続における手続保障の強化，⑤透明性の向上，⑥審理の迅速化」であり，諮問実施機関は，行政不服審査法改正の趣旨を理解し，行政機関の自己反省・自浄作用として，藤沢市情報公開審査会に諮問することなく，「審査請求人が公開を求める趣旨と合致する文書を公開すべきである。」との裁決をすべきである。

イ 実施機関による非公開理由説明書「4. 審査請求の理由に対する反論」(2)では，「神奈川県及び鎌倉市が作成している文書については，あくまで両自治体のとらえる重要度に応じて作成されている。それをそのまま藤沢市に当てはめて「文書があるはず」と審査請求人が思料されたとしても，実際に作成及び收受した事実が確認できなかったことから，本件処分を行ったものである。」とすることは，処分庁が，この勉強会が重要でないと認める事である。しかしながら，神奈川県・鎌倉市の開示文書では，藤沢市の発言が確認出来るのであるから，「実際に作成及び收受した事実が確認できなかったこと」の文言だけでは，藤沢市が勉強会に参加した理由が不明であり，復命書等がないことについて，審査請求人は納得出来るものではない。

「実施機関としては，当該請求に対し，該当する文書の特定を行う際に，現在保管している文書の確認に加え，廃棄文書の記録まで確認を行った上で，廃棄文書の中にも請求に合致する文書の該当がなかったため，確認の結果を事実として記載したものであり，条例第12条に違反しているとは言えない。」とするが，処分庁は，確認の結果を事実として，不存在を理由とする原処分は妥当であると説明するが，本件請求の対象となる文書を保有していないことの妥当性を本件請求の内容に照らして具体的な根拠に基づき説明し得ていない。本件請求は，行政文書の内容とともに，取得時期や取得元等を限定していることから，処分庁は，これに該当し得る行政文書を一定程度想定し，保有の有無について条例や内部的取扱い等に基づいて具体的に説明することが可能であるものと考えられるが，そうした検討を十分に行うことなく，探索の結果，その存在を確認できないことのみをもって不存在を理由とする原処分を行い，審査庁もこれを適当であるとしていることは不当である。

「情報公開審査会に諮問を行うか否かの判断については処分庁で行うものではなく，また，本件請求に係る諾否決定の内容に関わるものでもないこと

から、ここでは論じない。」については、次のとおり反論する。

- (ア) 2017年（平成29年）1月30日付け藤沢市情報公開審査会答申第71号の「5 審査会の判断（2）本件処分について イ 本件請求文書の存否について」（別紙）の（イ）では「異議申立人が申立て理由及び意見書の中で主張する、平成23年7月5日、同年8月17日、同年12月2日及び平成25年8月23日に実施されたとする協議等について、審査会において確認を行ったところ、実施機関は、当該協議等はいずれも鎌倉市の都市計画手続きを進めるための会議であり、開催にあたり隣接する藤沢市が同席を求められたもので、協議等が実施された記録はないものの実体はあったと認識しているが、藤沢市としての意思決定に関わるような重要な内容ではなかったため、報告書等の記録が現存せず、作成された事実も確認できなかった。」とするが、少なくとも、12月2日については、審査請求人の神奈川県・鎌倉市の開示文書からは、対等な立場の勉強会であることがわかる。答申第71号に係る審査会における実施機関の説明は事実を隠ぺいしようとしたものと外部からは疑われても仕方のない不適切又は不十分なものであったと言わざるを得ない。
- (イ) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」と言う。）第22条（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）第1項には「行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、公文書等の管理に関する法律第7条第2項に規定するもののほか、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。」とある。
- (ウ) 自治体における情報公開請求権の内容や範囲は、各自治体の条例によって規定されるが、条例には情報公開法第22条に該当する規定はない。しかしながら、藤沢市行政手続条例（情報の提供）第8条第2項には「市長等は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。」とある。今回の審査請求人の求める情報提供等の措置を講じない原処分は、処分庁が実質的に情報の提供等を拒否することで、審査請求人に認められている情報提供を求める法的利益を否定し侵害するものとして、違法とまでは言えないが、不当と言わざるを得ない。
- (エ) 条例解釈運用基準、条例第1条（目的）の「解釈」7には、『「市政に

対する市民の理解を深め、公正で開かれた市政の推進に資する」とは、この条例により実現しようとする直接の目的を規定したもので、情報公開制度を積極的に推進することにより、市政の透明性・公開性を推進することをいう。』とある。処分庁の「拒否する理由」は、市民に対する説明義務の放棄で、条例の目的を理解せず、情報公開制度の形骸化を許すことはできない。

- (ウ) 行政不服審査法は、平成26年法律第68号による改正（以下「改正行審法」という。）に伴い、簡易迅速な審理とあわせ、公正な審理の確保を実現する新たな諸制度を導入した。しかし、改正行審法が「公正な審理」を実現すべく同法第2章第3節では「審理手続」としているところ、この規定は審理員制度に関わるものであるため、条例第18条第2項では改正行審法第2章第3節を適用除外にしている。しかし、不開示情報の該当性を審理するに当たり、それが審査請求によってなされた手続に則る以上、改正行審法の趣旨を極力踏まえる必要がある。故に、審査庁は、情報公開審査会に諮問することなく、審査請求人が公開を求める趣旨と合致すると認められる文書について改めて公開するか否かの裁決をすべきである。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭意見陳述によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

- (1) 平成23年12月2日神奈川県藤沢土木事務所で開催された村岡・深沢地区周辺道路整備に関する勉強会に係る一切の文書については、作成及び取得した事実が確認できず、請求の趣旨に合致する文書がないことから本件処分を行ったものである。
- (2) 神奈川県及び鎌倉市が作成している文書については、あくまで両自治体のとらえる重要度に応じて作成されている。それをそのまま藤沢市に当てはめて「文書があるはず」と審査請求人が思料されたとしても、実際に作成及び収受した事実が確認出来なかったものである。

実施機関としては、本件請求に対し、該当する文書の特定を行う際に、現在保管している文書の確認に加え、廃棄文書の記録まで確認を行った上で、廃棄文書の中にも請求に合致する文書の該当がなかったため、確認の結果を事実として記載したものであり、条例第12条に違反しているとは言えない。

情報公開審査会に諮問を行うか否かの判断については処分庁で行うものでは

なく、また、本件処分に関わるものでもないことから、ここでは論じない。

- (3) 平成23年12月2日神奈川県藤沢土木事務所で開催された村岡・深沢地区周辺道路整備に関する勉強会は、鎌倉市における都市計画決定や県道の整備に関する会議で、藤沢市としては現状の報告を行ったものであり、藤沢市としての意思決定に関わるような重要な内容ではなかったことから、当時報告書等の記録を作成しなかったものである。

よって、審査請求人の主張については認容できるものでなく、本件処分に違法ないし不当はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張に基づき審議した結果、次のように判断した。

### (1) 本件請求について

本件請求は、「①平成23年12月2日神奈川県藤沢土木事務所で開催された村岡・深沢地区周辺道路整備に関する勉強会に係る一切の文書（開催通知、通知に対する回答、勉強会資料、出張命令書、復命書、議事録、藤沢市発言が記録された職員メモ等） ②保存期間過ぎ不存在ならば廃棄リスト及び廃棄起案文書」に係る行政文書の公開を求めるというものである。

### (2) 本件処分について

ア 実施機関は、平成23年12月2日神奈川県藤沢土木事務所で開催された村岡・深沢地区周辺道路整備に関する勉強会に係る一切の文書については、作成及び取得した事実が確認できず、請求の趣旨に合致する文書がないことから不存在であるとして、本件処分を行った。

イ また、実施機関は口頭意見陳述において、同勉強会は鎌倉市における都市計画決定や県道の整備に関する会議で、藤沢市としては現状の報告を行ったものであり、藤沢市としての意思決定に関わるような重要な内容ではなかったことから、当時報告書等の記録を作成しなかったものであるとしている。

ウ 以上のことからすると、実施機関の主張に必ずしも不自然な点はなく、本件請求に係る行政文書は存在しないとする実施機関の処分は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人の主張は審査会の結論に影響を与えるものではないが、藤沢市公文書等の管理に関する条例（平成28年藤沢市条例第6号）が2017年（平成29年）4月1日に施行されたことから、今後は同条例の本旨に照らした適切な運用が一層徹底されることを望むものである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2017. 5. 1	行政文書公開請求受付
5. 15	行政文書公開拒否決定処分
5. 29	行政文書公開拒否決定処分に対する審査請求書受理
6. 2	実施機関から審査会へ諮問書の提出
6. 6	審査会から実施機関へ非公開理由説明書の提出要請
6. 20	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
6. 26	審査請求人から審査会へ意見書及び質問予定事項の提出
7. 24	審査請求人から審査会へ資料の提出 審査請求人及び実施機関の口頭意見陳述 審議
9. 25	審議
11. 27	答申



第16期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2016年2月1日～2018年1月31日)

氏名	役職名等
◎ 安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
○ 小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授
河合 秀樹	弁護士

◎会長 ○職務代理者